

総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について（要綱）（案）

令和元年 11 月 20 日
日本証券業協会

I. 趣旨

我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、2014 年 3 月に証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行され、2020 年 7 月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

これを踏まえ、本協会では、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に関し、「有価証券の売買その他の取引等」の定義に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加えるとともに、「特定業務会員」の対象となる業務に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務」を追加すること等を内容とする定款の一部改正を行うことを予定している^(注)。

については、当該定款改正に伴い、協会員の行う商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の業務の適切性の確保及び「総合取引所」への円滑な移行に資するため、本協会の自主規制規則等について所要の整備を図ることとする。

^(注) 令和元年 11 月 20 日から 12 月 19 日までの間、パブリックコメントを募集している (<http://www.jsda.or.jp/about/public/bosyu/index.html>)。

Ⅱ．自主規制規則等の改正の概要

項目	内容	備考
1. 本要綱の対象となる規則等	自主規制規則、紛争処理規則、これらの細則並びに付随するガイドライン（「規則の考え方」及びQ&A等（以下「ガイドライン等」という。）を含む。）について、所要の改正等を行う。	・本要綱において、改正を行う個々の規則、細則及びガイドライン等を総称して「改正対象自主規制規則等」という。 ・主な改正対象自主規制規則等は別紙1のとおり。 ・ガイドライン等については、規則改正の内容を踏まえ、適時、所要の改正等を行う。
2. 基本的な改正方針（対象協会員に関するもの）	①定款の改正により、「協会員」に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを行う者（以下及び別紙において「商先会員」という。）が追加されることとなるが、内部管理態勢の整備等の協会員全社を対象とするものは改正しない。 ②会員、特別会員、特定業務会員の別により、規制対象者が定められているものについては、金融商品取引法等における規制及び改正対象自主規制規則等の規定の趣旨に照らし、商先会員を規制対象とすべきものについて所要の対応を行う。	・協会員全社を対象とする規定の中で、商先会員が行わない業務等に関する規定についても除外規定は設けない（「空振り」となる）。 ・主な改正対象自主規制規則等の条項は別紙2のとおり。
3. 基本的な改正方針（対象取引に関するもの）	①定款の改正により、「有価証券の売買その他の取引等」に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等が追加されることとなるが、これにより規定内容に影響が生じないものは改正しない。	・主な改正対象自主規制規則等の条項は別紙3のとおり。

項目	内容	備考
	②上記①以外の規定で、対象となる取引の範囲を個別に定めているものについては、金融商品取引法等における規制及び改正対象自主規制規則等の規定の趣旨に照らし、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を対象とすべきものについて所要の対応を行う。	
4. 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に関する特例について（全般、下記5.を除く）	①商先会員が、上記2.の観点から商先会員に適用される規定のうち、該当する行為が想定されない又は改正対象自主規制規則等の規定と同趣旨の基準が別途存在している等の理由により、態勢整備の即時性が認められないものについては、特例として、当分の間、適用を除外する。 ②商先会員が、上記3.の観点から適用される規定のうち、商品関連市場デリバティブ取引に関する関係団体等の自主規制規則等で当該規定に類する規定があり、かつ商先会員がそれに準拠した態勢整備を行っているものと認められる場合については、特例として、当分の間、当該類する規定による読み替え（準用）ができるものとする。	・左記4.及び5.の特例は、特例の内容を包括的に規定した独立した規則（本要綱において「特例規則」という。）において定める。 ・特例規則において、改正対象自主規制規則等の条項ごとに適用除外規定及び読み替え規定を設ける。 ・規則によって、特例規則を適用する対象を「金融商品取引業等に関する内閣府令」附則（平26内閣令11）第4条の適用を受けている者に限る場合がある。 ・主な改正対象自主規制規則等の条項は別紙4のとおり。

項目	内容	備考
5. 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に関する特例について（外務員等関係）	①商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを行う外務員（別紙において「特例商先外務員」という。）について規定するとともに、商品先物取引法上の商品先物取引に係る外務員資格の保有状況等を勘案し、当該取次ぎ等のみを行うことができる特例資格（別紙において「特例商先外務員資格」という。）を新設する。 ②商先会員について、一定の要件を満たす者に内部管理統括補助責任者の職務を行わせることができることとする。 ③商先会員について、一定の要件を満たす者に内部管理部门に所属する管理職者の職務を行わせることができることとする。 ④商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを行う営業単位における営業責任者及び内部管理責任者の任命要件を規定する。	・特例規則において、改正対象自主規制規則等の条項ごとに読み替え規定を設ける。 ・主な改正対象自主規制規則等の条項は別紙5のとおり。

Ⅲ. 施行の時期について

本要綱に基づく改正対象自主規制規則等の改正及び特例規則は、定款改正の施行日（令和2年3月1日予定）から施行する。

Ⅳ. その他

本要綱に対するパブリックコメントの募集結果及び別途募集される定款に対するパブリックコメントの結果等により、見直される場合がある。

以 上

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和元年 11 月 20 日(水)から令和元年 12 月 19 日(木)17:00 まで(必着)
- ② 提出方法：郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより下記までお寄せください。
郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2
日本証券業協会 自主規制企画部 宛
専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=23>

(2) 意見の記入要領

件名を「総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について（要綱）に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名又は名称
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-6665-6769）

別紙 1

「改正対象自主規制規則等」一覧

「1. 本要綱の対象となる規則等」として想定される改正対象自主規制規則等は、以下のとおり。

規則等	区分	備考
協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
有価証券の寄託の受入れ等に関する規則	自主規制規則	
「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に関する細則	自主規制規則	
顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則	自主規制規則	
有価証券関連業経理の統一に関する規則	自主規制規則	
偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則	自主規制規則	
緊急時事業継続体制の整備等に関する規則	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
反社会的勢力との関係遮断に関する規則	自主規制規則	
協会の従業員に関する規則	自主規制規則	
協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則	自主規制規則	
協会の外務員の資格、登録等に関する規則	自主規制規則	
「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則	自主規制規則	
外務員等資格試験に関する規則	自主規制規則	
金融商品仲介業者に関する規則	自主規制規則	
協会の内部管理責任者等に関する規則	自主規制規則	
「協会の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則	自主規制規則	
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
個人情報の保護に関する指針	自主規制規則	付随するガイドライン等を含む
協会における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則	自主規制規則	
協会間での紛争の調停に関する規則	紛争処理規則	

別紙 2

商先会員を対象者に追加する自主規制規則等

「2. 基本的な改正方針（対象協会員に関するもの）」②における改正対象自主規制規則等の条項は、以下のとおり。

規則等	対象条項	項目	改正方針
顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則	第1条	目的	本規則の適用を準用する協会員に、商先会員を追加する。
有価証券関連業経理の統一に関する規則			本規則を適用する対象に、商先会員を追加する。
偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則	第1条	目的	本規則を適用する対象に、商先会員を追加する。
	第2条	定義	
	第3条	契約の締結	
	第4条	偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なATM引出しの防止のための措置等	
	第5条	取引の状況等の記録、保存等	
	第6条	顧客に対する配慮	
	第7条	電磁的方法による契約等	
	第8条	本協会への報告	
反社会的勢力との関係遮断に関する規則	第14条	特定業務会員への適用	本規則の適用を準用する協会員に、商先会員を追加する。

別紙 3

商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を対象者取引に追加する自主規制規則等

「3. 基本的な改正方針（対象取引に関するもの）」②における改正対象自主規制規則等の条項は、以下のとおり。

規則等	対象条項	項目	改正方針
協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則	第3条第3項	通則	「有価証券等」、「有価証券等の販売」の定義に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第6条第1項	取引開始基準	取引開始基準設定の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第6条の2第1項	注意喚起文書の交付等	注意喚起文書交付の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第8条第1項	顧客からの確認書の徴求	顧客からの確認書の徴求の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第11条第1項、第2項	信用取引、新株予約権証券取引、新投資口予約権証券及びデリバティブ取引等の節度ある利用	節度ある利用の対象取引に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
有価証券の寄託の受入れ等に関する規則	第1条	目的	本規則の適用対象に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第9条	照合通知書による報告	照合通知書による報告の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。

規則等	対象条項	項目	改正方針
	第 13 条第 3 項	契約締結時交付書面による報告	商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る残高についての照会の受付け又はこれに対する回答について、第 12 条第 3 項の規定を準用するため、本項の対象取引に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第 17 条	照合通知書による報告	特別会員における照合通知書による報告の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第 19 条	特定業務会員に対する準用	特定業務会員に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを行う者が追加されることに伴い、倉荷証券の保護預り、特定業務会員が金融商品仲介の委託を行うこと等について所要の整備を行う。
	第 20 条	照合通知書による報告	特定業務会員における照合通知書による報告の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則	第 4 条	特定業務会員に対する準用	第 2 項に商先会員を対象とする規定を新設し、第 3 条で規定する分別管理の実効性の確保に関する措置を一部準用（区分管理に読み替え）する改正を行う。
協会の従業員に関する規則	第 2 条	定義	特定業務会員の行う特定業務の定義に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加す

規則等	対象条項	項目	改正方針
			る。
	第 7 条第 1 号、 第 2 号、第 3 号、 第 4 号	禁止行為	禁止行為の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第 8 条第 3 号	不適切行為	不適切行為の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
協会の外務員の資格、登録等に関する規則	第 2 条第 2 号、 第 5 号	外務員資格	一種外務員及び特別会員一種外務員の職務の範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第 4 条の 3（新設）	外務員資格	試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する前の一種外務員又は特別会員一種外務員資格を有する者が同取次ぎ等を行うための要件として、本協会が指定する研修の修了を規定する。
外務員等資格試験に関する規則	第 4 条第 3 号、 第 4 号	受験資格	特別会員一種外務員資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験の受験資格に、商先会員が必要と認める者を追加する。
金融商品仲介業者に関する規則	第 2 条第 1 号	定義	金融商品仲介行為の定義に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
	第 24 条第 6 号、 第 8 号、第 10	禁止行為	禁止行為の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。

規則等	対象条項	項目	改正方針
	号、第 12 号		
	第 25 条第 2 号、 第 3 号	不適切行為	不適切行為の対象取引に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
協会の内部管理責任者等に関する規則	第 3 条第 2 項	内部管理統括責任者の資格要件	特定業務会員の内部管理統括責任者の資格要件として、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の内部管理を担当する役員であることを追加する。
	第 11 条の 3 (新設)	商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等に係る特例（営業責任者の任命要件）	試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する前の営業責任者資格を有する者が同取次ぎ等を行うための要件として、本協会が指定する研修の修了を規定する。
	第 14 条の 3 (新設)	商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等に係る特例（内部管理責任者の任命要件）	試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する前の内部管理責任者資格を有する者が同取次ぎ等を行うための要件として、本協会が指定する研修の修了を規定する。
	第 19 条第 2 項、 第 4 項	協会の内部管理統括補助責任者、 営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例	本条文中に「第 11 条の 3」及び「第 14 条の 3」を追加する。
個人情報の保護に関する指針	第 1 条	目的	本指針の適用対象となる特定業務会員の業務に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等

規則等	対象条項	項目	改正方針
			を追加する。
協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則	第2条	業務	本規則の適用対象となる特定業務会員の業務に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
協会員間の紛争の調停に関する規則	第1条	目的	本規則の適用対象となる特定業務会員の業務に、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。

別紙 4

特例規則による対応を行う自主規制規則等（外務員等関係を除く）

「4. 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に関する特例について（全般、下記5. を除く）」①及び②に該当し、当分の間の措置として改正対象自主規制規則等の条項は、以下のとおり。

規則等	対象条項	項目	改正方針
協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則	第5条	顧客カードの整備等	商先会員においても、本規則で定める顧客カードの整備が求められるが、日本商品先物取引協会規則「商品先物取引業務に関する規則」第6条（顧客カードの整備）に準拠して顧客カードを作成している場合には、本規則に基づく態勢整備を行っていることと認められることから、読み替え規定を設ける。
	第15条	内部者登録カードの整備等	商先会員においては、顧客は上場会社等の特定有価証券等に係る売買等は行わないため内部者登録カードの整備は不要と考えられることから、適用を除外する。
	第15条の2	J-IRISS への照合等	
協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	第3条	法人関係情報の管理部門の明確化	商先会員においては、重要事実や法人関係情報の取得に該当する行為が想定されないことから、適用を除外する。
	第4条	社内規則の制定	
	第5条	法人関係情報を取得した際の手続	
	第6条	法人関係情報の管理	
	第7条	管理態勢の充実	
有価証券の寄託の受入れ等に関する規則	第19条	特定業務会員に対する準用	商先会員において、態勢整備に時間を要すると考えられ、また、照合通知書については金融
	第20条	照合通知書による報告	

規則等	対象条項	項目	改正方針
「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に関する細則	第5条	特定業務会員に対する準用	商品取引法で交付義務が課される取引残高報告書と多くの項目が重複することから、適用を除外する。
緊急時事業継続体制の整備等に関する規則	第2条	事業継続体制の整備	商先会員において、商品先物取引業者等の監督の基本的な指針Ⅱ－3－3(5)において「業務継続計画（BCP）の作成」が規定されていることから、適用を除外する。
	第3条	「事業継続計画」の策定等	
協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則	第4条	社内規則の制定	商先会員において、態勢整備に時間を要すると考えられ、また、重要事実や法人関係情報の取得に該当する行為が想定されないことから、適用を除外する。
個人情報の保護に関する指針			商先会員において、商品先物取引業者等の監督の基本的な指針Ⅱ－4－3－3で「顧客に関する情報管理」が規定されていることから、本指針に紐づく『『個人情報の保護に関する指針』に関する解説について』において求めている態勢整備について、適用を除外する。

別紙 5

特例規則による対応を行う自主規制規則等（外務員等関係）

「5. 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に関する特例について（外務員等）」①から④に該当する改正対象自主規制規則等の条項は、以下のとおり。

規則等	対象条項	項目	改正方針
協会の外務員の資格、登録等に関する規則	第2条	特例商先外務員	特例商先外務員の定義を新設し、その外務員の職務の範囲を商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等と規定する。
	第4条	特例商先外務員資格	特例商先外務員を、日本商品先物取引協会における外務員資格を保有し、かつ、本協会が指定する研修を修了した者と規定し、これらの要件を具備した者であることを外務員登録の要件とする。併せて、特例商先外務員資格付与に当たっては、原則として2020年中に申請を受理した者であることを要件とする。
「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則	第3条第2号ハ	特例商先外務員資格	外務員登録原簿への記載事項として、特例商先外務員資格を追加する。
	第9条	特例商先外務員資格	外務員登録日後180日以内の資格更新研修受講義務を免除する特例として、特例商先外務員資格の付与を受けた者を新設する。特例商先外務員の資格更新研修の方法については、別途定めることとする。
金融商品仲介業者に関する規則	第16条	特例商先外務員資格	個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の

規則等	対象条項	項目	改正方針
			役職員が商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る外務員の職務を行うための要件に、特例商先外務員資格を追加する。
	第 19 条第 2 項、 第 9 項	資格更新研修の受講等	個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役職員の外務員登録日後 180 日以内の資格更新研修受講義務を免除する特例として、特例商先外務員資格の付与を受けた者を新設する。特例商先外務員の資格更新研修の方法については別途定めることとする。
協会の内部管理責任者等に関する規則	第 6 条第 4 項	内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務	商先会員の内部管理統括補助責任者については、日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、本協会が指定する研修を 2020 年に修了した者に職務を行わせることができることとする
	第 7 条	内部管理部門の管理職者等の資格取得	商先会員の内部管理部門の管理職者等については、日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、本協会が指定する研修を 2020 年中に修了した者に職務を行わせることができることとする。
	第 11 条の 3	商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等に係る特例（営業責任者の任命要件）	商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを行う営業単位における営業責任者については、日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格

規則等	対象条項	項目	改正方針
			研修を修了し、かつ、本協会が指定する研修を2020 年中に修了した者に職務を行わせることができることとする。
	第 14 条の 3	商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等に係る特例（内部管理責任者の任命要件）	商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを行う営業単位における内部管理責任者については、日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、本協会が指定する研修を2020 年中に修了した者に職務を行わせることができることとする。
	第 19 条	内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例	読み替え規定を設けるため、商先会員については、当分の間、適用除外とする。
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則	第 5 条第 5 項	協会員の内部審査等	商先会員において、広告審査担当者に任命できる者として、日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修修了者を追加する読み替え規定を作成する。

以 上